

23年7月22日
農林水産省生産局

牛肉・稻わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出について

1. 原発事故後の対応

- (1) 3月19日に、原発周辺県に対して、飼料・水・飼養場所等の注意事項（飼料については、事故前に刈り取り屋内に保管していたものを使うようにすること）を通知。
- (2) 4月14日に、生産した肉・乳が食品衛生法の暫定規制値を超えないようにするための粗飼料中の放射性物質の目安を通知。
- (3) 4月22日に、粗飼料中の放射性物質の目安を踏まえた飼料生産・利用等について通知。

2. 経緯

(1) 福島県

① 南相馬市の事案

7月8～9日にかけて、市内の肉用牛農家1戸が出荷した肉用牛11頭の牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出〔当該11頭は市場には一切流通していないことを確認〕。当該農家の稻わら〔自らの水田で原発事故後収穫〕からも高い放射性物質を検出(75,000Bq/kgのセシウム検出)。なお、これより以前に、当該農家より6頭が出荷・流通しており、全ての牛肉から規制値を超えるセシウムを検出。

② 浅川町の事案

7月14日、町内の肉用牛農家1戸が、原発事故後に収穫された稻わら(97,000Bq/kgのセシウム検出：白河市の業者から購入)を肉用牛に給与し、既に42頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
42頭のうち、基準超：12頭、基準内：12頭〕

③ 郡山市、相馬市、喜多方市の事案

7月16日、当該市内の肉用牛農家5戸が、原発事故後に収穫した稻わら(最大50万Bq/kgのセシウム検出)を肉用牛に給与し、既に84頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
84頭のうち、1戸で基準超：1頭、基準内：23頭〕

- ④ 二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市、会津坂下町の事案
7月18日、当該市町内の肉用牛農家7戸が、原発事故後に収穫した稻わら（最大69万Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、既に411頭が出荷され流通していたことが判明。
〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
411頭のうち、基準内：25頭〕

(2) 宮城県

- ① 登米市、栗原市の事案

7月15日、当該市内の肉用牛農家3戸が保管していた原発事故後に収穫した稻わらからセシウムを検出（最大3,647Bq/kg、うち1戸が給与）。なお、これら農家から肉用牛は出荷されていないことが判明。

- ② その他の事案

7月21日、県内の肉用牛農家67戸で原発事故後に収穫した稻わら（最大25,952Bq/kgのセシウム検出）を給与し、うち10戸から既に100頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔牛の出荷状況は調査中〕

(3) 新潟県

- ① 長岡市の事案

7月18日、市内の肉用牛農家2戸が、宮城県の業者から購入した稻わら（最大20,600Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、うち1戸から既に24頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
24頭のうち、基準内：3頭〕

- ② 新発田市、胎内市、関川村等の事案

7月20日、当該市村内の肉用牛農家11戸が、宮城県の業者から購入した稻わら（うち6戸で、セシウムの暫定許容値を上回り、最大36,000Bq/kg検出）を肉用牛に給与していたことが判明。

〔牛の出荷状況は調査中〕

- ③ 三条市、阿賀野市、新潟市、長岡市の事案

7月20日、当該市内の肉用牛農家6戸が、宮城県の業者から購入した稻わら（18,200Bq/kg検出）を肉用牛に給与し、既に4戸から35頭が出荷され流通していたことが判明。

(4) 山形県

◎ 尾花沢市、飯豊町、白鷹町の事案

7月18日、当該市町内の肉用牛農家4戸が、宮城県の業者から購入した稻わら（最大18,100Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、既に70頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
70頭のうち、基準内：7頭〕

(5) 茨城県

◎ 常陸大宮市の事案

7月19日、市内の県畜産センターが、宮城県の業者から購入した稻わら（15,100Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与していたが、当該センターから肉用牛は出荷されていないことが判明。

(6) 埼玉県

① 川島町の事案

7月19日、町内の肉用牛農家1戸が、宮城県の業者から購入した稻わら（19,490Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、既に2頭の肉用牛がと畜解体されたが、と畜場で保管されていることが判明。

② 神川町の事案

7月20日、町内の肉用牛農家1戸が、宮城県の業者から購入した稻わら（最大40,400Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与したが、当該農家から肉用牛は出荷されていないことが判明。

(7) 岩手県

◎ 一関地域の事案

7月20日、当該地域の肉用牛農家16戸が、原発事故後に収穫した稻わら（最大57,000Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、既に12戸から81頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔牛肉については調査中〕

(8) 静岡県

◎ 富士宮市の事案

7月20日、市内の肉用牛農家1戸が、宮城県の業者から購入した稻わら（9,380Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、既に148頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
148頭のうち、基準内：9頭〕

(9) 秋田県

◎ A市の事案

7月20日、市内の肉用牛農家1戸が、宮城県の業者から購入した稻わら (20,000Bq/kgのセシウム検出) を肉用牛に給与し、既に1頭の肉用牛がと畜解体されたが、出荷農家で保管されていることが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
1頭のうち、基準内：1頭〕

◎ B市、C市の事案

7月21日、当該市内の肉用牛農家2戸が、宮城県の業者から購入した稻わら (最大21,000Bq/kgのセシウム検出) を肉用牛に給与したが、当該農家から肉用牛は出荷されていないことが判明。

(10) 群馬県

◎ D市の事案

7月20日、市内の肉用牛農家1戸が、宮城県の業者から購入した稻わら (1,750Bq/kgのセシウム検出) を肉用牛に給与。既に355頭の肉用牛が出荷されているが、稻わらの汚染度が低く、給与量も少ないため、枝肉を検査の上、取扱いを判断。

◎ 高崎市の事案

7月21日、市内の肉用牛農家1戸が、宮城県の業者から購入した稻わら (13,200Bq/kgのセシウム検出) を肉用牛に給与し、既に13頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

[牛肉については調査中]

(11) 岐阜県

◎ 高山市の事案

7月21日、市内の肉用牛農家1戸が、宮城県の業者から購入した稻わら (15,800Bq/kgのセシウム検出) を肉用牛に給与していたことが判明。

[牛の出荷状況は調査中]

【全体状況】

- (1) 汚染された稲わらを給与した農家数：11県134戸
- (2) 当該農家からの出荷牛頭数：
1,369頭〔検査頭数99頭、うち19頭が暫定規制値を超過〕

3. 対策

(1) 飼養管理の緊急調査

福島県内の肉用牛飼養農家（対象：計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の全ての牛飼養農家〔230戸〕及びその他区域の肉用牛飼養農家〔281戸〕）に対する緊急立入調査〔現地確認、聞き取り、放射線量測定検査等〕を実施し、7月11日から7月17日までに対象全戸の調査を完了。

(2) 稲わら等の流通・使用等に関する調査

原発事故後に収集された高濃度のセシウムを含む稲わらが県境を越えて流通し、複数県で牛に給与されていたため、東北・関東地域の各都県で原発事故後に収集された稲わら等が、全国の畜産農家において飼料又は敷料として利用されているか等について7月19日から調査を実施し、7月21日までに報告するよう依頼。

(3) 福島県産牛肉の出荷制限

7月8日以降、原発事故後も水田に置かれていた稲わらを肉牛に給与したためと見られる、福島県産牛肉からの食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムの検出例が報告され、現在多くの事案が調査継続中であることに対応し、7月19日に、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、福島県で飼養されている全ての牛のと畜場への出荷を差し控えるよう、福島県知事へ指示。

(4) 資金の融通・償還猶予、配合飼料代金支払猶予等の要請

7月19日、牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について金融機関等へ要請するとともに、経営に深刻な影響を受け配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について飼料関係団体に要請。

(5) 自給飼料が不足する畜産農家支援

原発事故に伴う放射性物質の降下等により自給飼料の利用が困難となった畜産農家に対する、代替飼料費の支払猶予の取組、国産粗飼料や代替輸入粗飼料の被災地域への供給の取組に対して支援。

22消安第9976号
22生畜第2385号
平成23年3月19日

関東農政局生産經營流通部長
消費・安全部長
東北農政局生産經營流通部長
消費・安全部長

} 宛て

消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について

東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんが降下する可能性があります。

これに関連して、3月19日、福島県の1農場から採取された原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

また、茨城県産のほうれんそうからも食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

現時点では、原乳の汚染原因は判明していませんが、福島原子力発電所の状況によっては、大気中の放射線量が通常よりも高いレベルになる可能性が否定できないことから、放射性物質の家畜への暴露の防止・低減を通じて畜産物の汚染を防止・低減するために、生産者に対し、下記の飼養管理事項について周知を図るよう、貴職から貴局管内都県に対して通知・指導していただくようお願いします。

記

大気中の放射線量が通常よりも高いレベル（注）で検出された地域においては、以下に留意すること。

- 1 乾牧草（サイレージを含む）を給与する場合は、事故の発生前に刈り取り・保管されたものののみを使用すること。さらに、
 - (1) 事故の発生時以降も屋内で保管されたものを使用すること。
 - (2) 屋外で保管されたものはラップ等の包材により外気と遮断されたものを使用すること。これらを使用する際には、包材の外装を念のため布でふきとったり、水洗いする等してから包材を開けること。
- 2 家畜の飲用水については、貯水槽にふたをするなど降下する粉じん等の混入を防止するための措置を講ずること。
- 3 放牧を当面の間行わないこと。

注）大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出されたことのある地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等（<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html> を参照）のデータをご覧ください。

畜産農家の皆様へ

原子力発電所における事故に伴い、通常よりも高いレベルで放射線量が検出されている地域があります。

このような地域では、粉じん等に付着して落下してくる放射能をもつ物質（放射性物質）が飼料や水にかかるよう、当面の間、飼養管理に当たっては以下の点に注意してください。

1 飼料

家畜に放射性物質がかかった牧草、乾草、サイレージなどの飼料を与えることがないように、

- (1) 事故の発生前に刈り取った飼料を使いましょう。
- (2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。
- (3) 屋外で保管されている飼料については、ラップ等で空気に触れない状態で保管されたものだけを使いましょう（念のため、使う前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。）。

2 家畜の飲用水

飲用水が落下してくる放射性物質に汚染されないように、

- (1) 水道水や井戸水を使用し、わき水や流水等の使用は避けましょう。
- (2) 貯水槽には蓋をしましょう。
- (3) 舎外の水槽等で水を与えることは避けましょう。

3 その他

舎外で飼養すると、水、草や土から放射性物質を摂取する可能性があります。当面、放牧等はやめて畜舎内で飼育しましょう。

注) 大気中の放射線量については、以下等をご覧下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>

平成23年3月29日

東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報（第5報）

福島県農林水産部

1 営農に関する考え方

県におきましては、原発事故に伴う放射性物質による土壤汚染及び営農への影響等について、国等と連携しながら鋭意検討を進めているところです。

これらの状況を踏まえ、農家の皆さんには予定している農作業を延期し、しばらく様子をみていただくようお願いします。

作業の遅れに伴う技術対策については、随時、情報を提供しますので、これらの情報を参考に営農計画を立てていただくようお願いします。

2 農作物等に関する当面の技術対策

抜粋

(8) 家畜の管理

ア 原乳は出荷停止期間中、自己所有地内でたい肥化処理や埋設等を行ってください。
なお、廃棄した原乳の量を記録しておいてください。

イ 搾乳
家畜への負担、健康状態を観察して搾乳を行ってください。
低泌乳牛、分娩前の牛は、乾乳を早めに行うようにしてください。

ウ 飼料
原発事故の発生前に刈り取った飼料で、倉庫など屋内で保管された飼料を利用する
ようにしてください。解放された保管場所では、乾草や稻わら等をシートで覆うなど
して保管してください。

屋外で保管されたロールペールラップサイレージは、開封前にラップ等を布で拭く
か、水洗いしてください。

写

23消安第456号
平成23年4月14日

東北・関東管内都県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について

東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「原発」という。)の事故に伴う放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんの降下に対応した家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)により、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、原発事故前に刈り取り・保管された乾牧草(サイレージを含む)のみを使用することや放牧を当面行わないこと等の留意すべき点について、生産者に周知・指導をお願いしているところです。

今後、牧草の収穫等の作業が始まりますが、現在も原発からの放射性物質の放出が続いている状況です。こうした中、収穫される牧草や生産されるデントコーン等の飼料作物等の粗飼料を介した放射性物質の牛への暴露の防止・低減を通じ、牛乳や牛肉が食品衛生法上の暫定規制値を超えないようにするための当面の目安として、今般、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を下記のとおり設定しました。今後生産される粗飼料を使用する場合は、暫定許容値内のものを使用し、食品衛生法上の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産することが重要であると考えておりますので、その旨生産者への周知・指導をお願いします。

また、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、飼料からの牛への放射性物質の暴露・低減を図るために、牧草等の放射性物質の含有量を把握することが有効であることから、当該地域においては、これらに関する調査を行うようお願いします。

記

1 粗飼料(牧草、わら、飼料作物等)中の放射性物質の暫定許容値(注)

(1) 乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値

- ・放射性ヨウ素 1kg当たり(実重量) 70ベクレル
- ・放射性セシウム 1kg当たり(実重量) 300ベクレル

(2) 肥育牛（出荷前短くとも 15 ヶ月程度以降の牛）に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値等

- ・放射性ヨウ素 農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料
- ・放射性セシウム 1 kg当たり（実重量）300ベクレル

(3) (1) 及び (2) 以外のその他の牛に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値等

- ・放射性ヨウ素 農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料
- ・放射性セシウム 1 kg当たり（実重量）500ベクレル

注) ① 暫定許容値は、乳用牛から生産される生乳や、通常の肥育期間（15 ヶ月以上）で肉用牛から生産される牛肉が食品の暫定規制値を超えないよう、現在の科学的知見に基づいて設定しています。（ただし、水等粗飼料以外からの影響は考慮していません。）

② 放射性ヨウ素は半減期が短いことから、収穫時に暫定許容値を上回っていても、収穫後に一定期間保管することにより、暫定許容値を下回ります。

③ 暫定許容値は、家畜が摂取する際の粗飼料実重量当たりの濃度であり、対象には放牧地の牧草も含みます。

2 牧草等の放射性物質含有量調査

大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域においては、牧草等の放射性物質含有量の定点調査を行い、その結果を当省に伝達するとともに、生産者に周知するようお願いします。

定点調査の実施方法等については、別途、お知らせします。

畜産農家の皆様へ
(その2)

- 1 現在も、原子力発電所からの放射性物質の放出が続いているので、通常よりも高いレベルの放射線量が検出されている地域では、引き続き、粉じん等に付着して落下してくる放射性物質が飼料や水にかかるよう注意して、飼養管理を行ってください。http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/seisan_110321.pdf
- 2 今後牧草の刈り取り等粗飼料の生産シーズンを迎えます。
- 3 過去に通常よりも高いレベルの放射線量が検出されている地域では、放射性物質の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産するため、以下を目安にしてください。

＜粗飼料中の放射性物質の目安＞

	放射性セシウム	放射性ヨウ素
乳牛用	300Bq/kg	70Bq/kg
肉牛用	300Bq/kg	農産物の出荷制限
その他の牛用	5000Bq/kg	地域以外で生産*

*野菜類の放射性ヨウ素が暫定規制値(2000Bq/kg)を上回っていない地域

- 4 安全な牛乳や牛肉が生産できるよう、放射性物質濃度がこの目安を超えない粗飼料を牛へ給与しましょう。
- 5 今後も引き続き、情報やデータを収集し、必要に応じて目安を見直します。

詳しくは、「牛用粗飼料の放射性物質の暫定許容値Q&A」をご覧ください。

この目安に関するお問い合わせは

消費・安全局畜水産安全管理課 小原、林
代表：03-3502-8111（内線4546）
ダイヤルイン：03-6744-1708

23生畜第110号

平成23年4月18日

福島県農林水産部畜産課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

食肉鶏卵課長

計画的避難区域等からの家畜の移動等について

平成23年4月15日付け23生流第110号により照会がありました、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からの家畜の移動等につきましては、下記に留意して具体的な手順書を作成し、これに基づき行うよう関係者へのご指導をお願いいたします（厚生労働省と協議済み。）。

記

1 農場から搬出する際の検査・除染

(1) 牛の移動に当たっては、貴県の家畜保健衛生所の職員等が、搬出する全頭をサーベイメーターで検査し、10万cpmを超えた場合には農家に除染の実施を指示することとし、農場からは10万cpm以下の牛のみを搬出することとする。その際、当該職員等は、搬出する全頭につきチェックリスト（別紙1及び2）を作成し、牛1頭毎に飼養管理状況の適否、検査結果の数値、除染の実施の有無等の記録を行う。

(2) なお、除染が必要となった牛を飼養する農場から搬出を行う車両については、家畜保健衛生所の職員等の立会いの下で、出車時にタイヤの除染を行う。

2 と畜以外の目的で移動する牛の扱い

(1) 繁殖雌牛及び子牛については、その所有者が移動先を予め福島県に届け出た上で、移動先の地域を管轄する家畜保健衛生所又は市町村の職員等が、牛の到着を確認し、移動先の管理責任者に対し、チェックリスト（別紙3）に基づいた管理を行わせ、管理責任者が作成する当該チェックリスト等により当該牛が他所に移動していないことの確認を行う。

(2) なお、他県に移動する場合にあっては、農林水産省から移動先の都道府県に情報提供するので、福島県は、移動先の情報を農林水産省に提供することとする。

肉用牛等移動・出荷前管理チェック表

1. 飼養者の経営概要

飼養者氏名	住 所・電話番号	経営形態	飼養頭数
		該当欄をチェックして下さい 繁殖経営 <input type="checkbox"/> 育成経営 (乳雄) <input type="checkbox"/> 肥育経営 <input type="checkbox"/> 酪農経営 <input type="checkbox"/>	繁殖雌牛： 子牛： 肥育牛： 授乳牛：

2. 飼養管理状況

以下の項目について該当する欄をチェックして下さい。

(1) 家畜は事故以降屋内で飼養されていますか、放牧されていますか

- ①屋内 ②放牧

(2) 粗飼料(購入粗飼料を含む)は、事故以前に収穫され、屋内やラッピングにより保管されていたのですか

- ①はい ②いいえ (具体的に記入：

(3) 配合飼料は、タンクや袋に入れられて保管されているのですか

- ①はい ②いいえ (具体的に記入：

(4) 水はどのようなものを与えていますか。

- ①水道水 ②井戸水 ③川や沢の水

3. 受入先(出荷先)

記入日	月 日	記入者氏名		所属
-----	-----	-------	--	----

注：一貫経営の場合は、繁殖と肥育についてそれぞれ作成すること。

帳合理管動移

三

(別紙2)

記入者
所屬
氏名
記入日

移動牛管理表(日)

23生畜第186号
平成23年4月22日

東北農政局生産經營流通部長 あて
関東農政局生産經營流通部長

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」という。）の発生による放射性物質を含む粉じんの落下に対応した家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日付け2・2消安第9976号、2・2生畜第2385号畜水産安全管理課長、畜産振興課長通知）（以下、「関係課長通知」という。）により、各県を通じた指導をお願いしているところです。

今般、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」（平成23年4月14日付け2・3消安第456号畜水産安全管理課長通知）に基づいて、食品の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産するための目安として、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値が定められるとともに、牧草等の放射性物質の定点調査（以下、「定点調査」という。）が進められることとされたところです。

このような中、安全な畜産物の生産を図るための対応策として、今後得られる定点調査結果に応じた粗飼料の取扱いや、飼養管理上の留意事項等について、以下のとおり整理したので、貴局管内の各県に対し、周知されるようお願いします。

なお、今後とも飼料の生産・利用について知見の収集を図り、留意事項の見直しや追加を行うこととしておりますので申し添えます。

記

1 定点調査結果が得られるまでの対応

大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域（注）にあっては、引き続き、関係課長通知に基づく対応を行うこと。

注）大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等（<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311myagi/monitoring.html>）のデータを参照すること

2 定点調査結果が得られた後の対応

（1）定点調査結果又は県が行う粗飼料の放射性物質測定試験の結果（以下、「調査結果等」という。）が粗飼料の暫定許容値を下回る場合

各県においては、調査結果等や農産物の出荷制限の実施状況を踏まえ、別表を参考とし、事故後（平成23年3月11日以降）に収穫された粗飼料の使用や放牧が可能かどうか判断するものとする。

また、その判断にあたっては、原乳等の出荷制限・解除の状況を考慮することとする。

(別表) 放牧や事故後に収穫した粗飼料の使用が可能な地域の目安

	乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）	肉用牛（出荷前短くても15ヶ月程度以降の牛）	その他の牛（乳用牛及び肉用牛以外の牛）
セシウム	<p>①各県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が300Bq/kgを下回った県 (初回の調査結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った県)</p> <p>②または各県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て300Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った地域)</p>	<p>①各県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が300Bq/kgを下回った県 (初回の調査結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った県)</p> <p>②または各県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て300Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果で300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った地域)</p>	<p>定点調査または県が行う牧草の放射性物質測定試験の結果が5,000Bq/kgを下回った地域</p> <p>注) ただし、これまでの農産物の定点調査事例の変動等を踏まえ、一定の数値上昇が見られた例があることから、3,000Bq/kgを1つの目安として、これを超えた場合は次回の結果においても5,000Bq/kgを下回ることを確認してから判断することが望ましい。</p>
ヨウ素	<p>①各県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が70Bq/kgを下回った県 (初回の調査結果が70Bq/kgを超過した場合は3回連続して70Bq/kgを下回った県)</p> <p>②または各県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て70Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果が70Bq/kgを超過した場合は3回連続して70Bq/kgを下回った地域)</p>	<p>農産物の出荷制限が課されていない地域</p>	<p>農産物の出荷制限が課されていない地域</p>

※ 大気中の放射線量が通常のレベルであった地域にあっては、その限りでない。

(2) 調査結果等が粗飼料の暫定許容値を上回る場合

調査結果等や農産物の出荷制限の実施状況を踏まえ、草丈が収穫可能となつた段階で、できるだけ早期に低刈りにより刈取りを行い、再生草の確保を図ること。

その際、刈取った草については給与を見合せ、保管すること。刈取った草の取扱いについては、飼料としての使用方法や廃棄等の取扱いについて、追って通知する。それまでの間、堆肥への混入、すき込み、焼却等を行わないこと。

3 平成2・3年産の飼料作物の作付けについて

現時点での作付けの制限は行わない。今後、関係機関等が行う作付け後の飼料作物や土壌の放射性物質の濃度についての調査結果を踏まえ、飼料作物の収穫・使用については追って通知する。

4 その他飼養管理に関する留意事項等

(1) 調査結果等を踏まえ、経営内の家畜に異なる粗飼料を給与する場合は、飼料庫の区分、粗飼料の包装への表示（大きくマジックで表示するなど）及び飼料の給与状況の記帳などにより、各家畜向け飼料の分別管理及び適正給与を徹底すること。

(2) 貯水槽のふたや飼料タンクの密閉など降下する粉じん等の家畜の飲用水等への混入を防止するための措置については、引き続き講ずること。

(3) 屋外運動場については、放牧が可能な地域において、清掃、除草等により、放射性物質の摂取の防止策が十分に講じられる場合、その利用を可能とする。

なお、その他の屋外運動場の利用を可能とするため、客土等による屋外運動場の放射性物質の濃度低減対策や家畜飼養管理方法による放射性物質の摂取防止対策等について知見を収集し追って通知する。

(写)

23生畜第811号
平成23年7月9日

東北農政局生産流通部長 殿
関東農政局生産流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（再確認）

平成23年7月8日から9日にかけて、福島県南相馬市から東京都に出荷された牛肉から、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。

牛肉が汚染されるに至った原因究明については、厚生労働省や福島県等関係者と協力しながら鋭意進めているところであり、当該結果に基づき改めて対応につき通知する予定ですが、貴職におかれましては、下記の家畜の飼養管理に関する事項について、貴局管内都県に対して再度確認・徹底していただくよう指導をお願いします。

記

- 1 平成23年3月19日付け消費安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)に沿って、適正な家畜の飼養管理を行うこと。
- 2 飼料の給与については、上記1の他、平成23年4月22日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)及び、平成23年6月8日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取扱い等について」(23生畜第440号)等の関連通知に沿って、適正に給与すること。
- 3 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からの牛の出荷の際、平成23年4月18日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知「計画的避難区域等からの家畜の移動等について」(23生畜第110号)によるチェックリストの記入に当たっては、飼養者から可能な限り詳細に聞き取りを行うこと。

写

23生畜第853号
平成23年7月14日

東北農政局生産經營流通部長
関東農政局生産經營流通部長

} 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理に係る指導の再周知について
(再周知状況の報告依頼)

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷された牛11頭から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。

このため、7月9日に家畜の適正な飼養管理に係る事項について、貴局管内県に對して再度確認・徹底していただくよう指導をお願いしたところです。

当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稻わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

上記の状況を踏まえ、これまでに定点調査結果等に基づく牧草等の利用制限が行われた貴局管内の各県から下記の関連通知の周知状況等について確認を行い、下記1については、7月20日(水)、2については8月5日(金)(繁殖雌牛等については8月12日(金))までに生産局畜産振興課まで御報告いただくようお願いいたします。

記

- 1 平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)、平成23年4月22日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)及び、平成23年6月8日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取扱い等について」(23生畜第440号)等の関連通知に沿った適正な飼養管理に係る全酪農家及び肉用牛農家への再周知状況について、別紙1により報告すること。なお、再周知にあたっては別添を参考とされたい。
- 2 上記通知に基づく家畜の飼養管理状況について、各県において関係機関・団体の協力を得つつ、全酪農家及び肉用牛農家より聞き取りを行い、別紙2により報告すること。

23生畜第861号
平成23年7月15日

東北農政局生産経営流通部長 殿
関東農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
生産流通振興課長

原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について（依頼）

本年7月14日までに、福島県内の複数の農家において、原子力発電所事故後（3月11日以降）に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

このため、これまで平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（22消安第9976号・22生畜第2385号）等により、原子力発電所事故を踏まえた家畜の適正な飼養管理について周知してきたところですが、特に原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わら・牧草等（以下、「稲わら等」という。）については、貴局管内の岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県に対し、下記のとおりその飼料及び敷料としての利用に関する指導等を行うよう依頼願います。なお、1（1）及び2（1）の調査結果については、7月22日までに報告願います。

記

1 畜産農家等に関する指導等

（1）畜産農家等に関する聞き取り調査

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稲わら等を飼料及び敷料として利用していないか等について、関係団体等と連携し、別紙1により聞き取り調査を行い、その調査結果について別紙2により各農政局に報告すること。

（2）利用自粛に関する指導について

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稲わら等を飼料及び敷料として利用しないよう指導すること。（ただし、牧草を平成23年7月9日付け「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（再確認）」（23生畜第811号）の2に従って適正に給与する場合を除く。）

2 稲作農家等に関する指導等

(1) 稲作農家等に関する聞き取り調査

稲作農家から畜産農家等への稻わら及び麦わらの供給状況について、市町村、関係団体等と連携し、別紙3により聞き取り調査を行い、その調査結果について各農政局に報告すること。

(2) 販売・譲渡の自粛に関する指導について

稲作農家等の稻わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稻わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。なお、指導にあたっては別添を参考とすること。

写

23生畜877号
平成23年7月19日

北海道農政部長
各地方農政局生産經營流通部長
内閣府沖縄総合事務局長

生産局畜産部畜産振興課長

東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等に関する調査について
(依頼)

今般、本年3月11日の東京電力の福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが県境を越えて流通し、複数県で牛に給与されていることが明らかとなつたところです。

このため、東北・関東地域の下記1の各都県で原発事故以降に収集された稻わら、麦わら及び牧草等（以下、稻わら等）が全国の畜産農家において飼料又は敷料として使用されているかどうか及び現在も保有されているかどうかについて、貴局管内の各県に対し、関係機関・団体等からの聞き取り等による調査を行い、別紙により7月21日までに報告いただくよう依頼願います。

なお、下記2の各都県に対しては、平成23年7月15日付け生産局畜産部畜産振興課長・生産流通振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた稻わら等の利用に関する指導等について」（23生畜第861号）により、稻わら等の使用の有無についての同旨の調査を実施するようお願いしているところですが、調査の提出期限を7月22日から同月21日に変更したことについて併せてご連絡願います。

記

- 1 青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県
- 2 岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県

畜産農家への稻わら等の流通・使用等に関する調査

これまでに高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが県境を越えて流通し、肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

このため、原子力発電所事故（3月11日）以降に、東北・関東地域で原子力発電所事故の影響を受けた地域から購入した稻わら等の使用及び保有の有無について、関係機関・団体から聞き取り等を行い、以下の様式に記入いただき御報告願います。

【〇〇県】

実態の有無	具体的な地域・内容
有	<p>〇〇農協が〇〇県より事故後収穫の稻わらをA畜産農家に供給。当該農家は飼料として給与。</p> <p>△△業者が△△県より事故後収穫の稻わらを購入し、B畜産農家に供給。当該農家は敷料として利用。</p>
もしくは 無し	<p>〔 県内の農家への当該地域からの稻わら等の供給はない。 〕</p>

平成23年7月19日
農林水産省生産局

福島県の牛の出荷制限及び今後の牛肉検査体制について

- 1 福島県で飼養されている牛について、平成23年7月19日、以下のとおり、原子力災害対策本部長指示による出荷制限が指示されたところ。
 - (1) 対象：と畜場へ出荷する全ての種類の牛
 - (2) 区域：福島県の全域
- 2 出荷制限指示後、福島県から、適切な飼養管理の徹底や、以下の全頭・全戸検査による安全管理体制を前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認めることとする。
 - ① 計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び指示のあった区域等については、全頭検査し、暫定規制値を下回った牛の肉については、販売を認める。
 - ② ①以外の福島県の区域においては、全戸検査（農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査）し、暫定規制値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。
- 3 福島県以外の周辺都道府県においても、原子力発電所事故の後にほ場から収集された稲わらは高濃度に汚染されているおそれがあるため、以下のとおり対応する。
 - ① 牛を飼養する全ての農家について、このような稲わらを使用していないことを含め、適切な飼養管理の指導・確認を徹底する。
 - ② このような稲わらの汚染の程度や使用の実態等にかんがみ都道府県が必要と認める地域においては農家ごとに検査を行うこととするなど、モニタリング検査を強化する（厚生労働省）。

指 示

平成 23 年 7 月 19 日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 6 月 27 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. ~ 15. (略)

16. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（1 2 月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

～農協等関係者の方々へ～

自給飼料が不足する畜産農家を支援するため、以下の取組に対して支援することとなりました。

○ 代替飼料費の支払い猶予の取組み。

農協等が、原発事故に伴う放射性物質等により自給飼料の利用が困難となつた畜産農家に対して、代替飼料の購入費の支払い猶予を行う場合に、本協会が農協等が購入する代替飼料の購入費の利子及び保証料相当額(実費相当)の助成※注を行います。

[※注 おって、賠償請求を行い賠償金の支払いがあった場合は返還。]

○ 国産粗飼料の被災地域への供給。

全国団体等が、原発事故に伴う放射性物質等により自給飼料の利用が困難となつた畜産農家に対して、国産粗飼料の供給を行う場合に、国産粗飼料の輸送経費(実費相当)の助成を行います。

○ 代替輸入粗飼料の被災地域への供給。

代替輸入粗飼料の前倒し輸入を行う生産者団体等に対し、定額助成を行います。

本取組に関心のある方は以下まで問い合わせ下さい。

(社)日本草地畜産種子協会

担当:倉持、西関、渕上

TEL: 03-3251-6501

FAX: 03-3251-6507

プレスリリース資料

平成23年7月18日
福島県保健福祉部
福島県農林水産部

放射性物質が検出された稻わらを給与した肉牛について

二本松市1戸、本宮市1戸、郡山市2戸、須賀川市1戸、白河市1戸、会津坂下町1戸の肉用牛農家において、放射性セシウムが含まれている稻わらを肉牛に給与していたことが判明し、併せてこれらの農家から既に411頭の肉牛が出荷され、流通したことが明らかとなりましたのでお知らせします。

福島県では、当該農場に立入調査を実施し、飼養状況の調査を行い、当該農家に対して当面、肉牛の出荷及び移動の自粛を引き続き要請するとともに、当該稻わらの給与禁止を指導いたしました。

立入調査の際に採取した尿の検査結果は、検出限界値以下～41ベクレル/kgと低い値となっております。

また、当該牛が出荷されたと畜場及びその頭数について、厚生労働省を通じて関係する自治体に情報提供し、流通状況の確認を依頼します。

なお、当該牛肉の残品があれば、放射性物質の検査も併せて厚生労働省を通じて当該自治体に依頼し、検査の結果、放射性セシウムの暫定規制値を超えた食肉については、関係自治体より各事業者に対して自主回収等の指示をしていただくよう依頼します。

県は、今後、県内繁殖牛農家に対する緊急立入調査を行い、適正な飼養管理の再徹底を指導するとともに、牛肉のモニタリング検査の強化に向け、国・関係機関・団体と協議を進めてまいります。

(お問い合わせ先)

農林水産部畜産課 主幹 大崎次郎
電話 024-521-7362 (内線 3227)
保健福祉部食品生活衛生課 課長 大島正敏
電話 024-521-7241 (内線 2770)

(別紙)

1 各農場からの肉牛出荷状況

3月28日から7月6日までに、411頭が出荷されていた。各農家の出荷先及び頭数は以下のとおり。

農家	所在	販売日	出荷頭数	出荷先 ^a
A	二本松市	6月30日から7月1日	2頭	福:1、東:1
B	本宮市	4月12日から7月1日	3頭	福:1、東:2
C	郡山市	4月7日から5月12日	2頭	福:2
D	郡山市	5月12日から6月30日	4頭	福:4
E	須賀川市	3月28日から7月6日	383頭	東:180、群:9、川:1、那:1 兵:192
F	白河市	4月8日から6月3日	13頭	東:12、栃:1
G	会津坂下町	4月21日から6月23日	4頭	東:4

※ 福：(株)福島県食肉流通センター、東：東京都立芝浦と場、川：埼玉県川口と場

那：栃木県那須地区食肉センター、群：(株)群馬県食肉卸売市場、兵：兵庫県西宮市食肉センター

2 肉用牛農家の稻わら等の放射性検査の結果

(単位：ベクレル/kg)

農家	所在	種別	放射性ヨウ素	放射性セシウム (134 + 137)
A	二本松市	稻わら(購入：昨年秋に収納)	ND	160 [36]
		稻わら(購入：原発事故発生以降に収納)	ND	65,000 [14,772]
B	本宮市	稻わら(昨年秋に収納)	ND	200 [45]
		稻わら(原発事故発生以降に収納)	ND	690,000 [156,818]
C	郡山市	稻わら(昨年秋に収納)	ND	ND
		稻わら(原発事故発生以降に収納)	ND	31,000 [7,045]
		尿	ND	ND
D	郡山市	稻わら(原発事故発生以降に収納)	ND	9,500 [2,159]
E	須賀川市	稻わら(宮城県の業者から事故前購入)	ND	210 [48]
		稻わら(宮城県の業者から事故後購入)	ND	34,000 [7,727]
		尿	ND	ND
F	白河市	※ 尿	— ND	— 41
G	会津坂下町	稻わら(昨年秋に収納)	ND	ND
		稻わら(原発事故発生以降に収納)	ND	2,300 [523]
		尿	ND	13

注) ○ ND は不検出を示す。

○ [] は、粗飼料の暫定許容値(300 ベクレル/kg)との比較のため、飼料の水分を 12 % と推定し、水分 80 % に補正を行った場合の放射線量を参考に示す。

○ 尿は、原発事故発生以降に収納した稻わらを給与していた肉牛の尿を参考のため検査した。
なお、浅川町の事例では 530 ベクレル/kg であった。

○ D は、7月16日公表の A 農家と同一牛舎で飼養していたため、D 農家の分析値を参考に掲載した。

※ 原発事故発生以降に収納した稻わらは牧草として利用済みのためなし。

プレスリリース資料

肉用牛飼養農家の緊急立入調査の結果について

平成 23 年 7 月 18 日
農林水産部畜産課

1 調査対象期間

平成 23 年 7 月 11 日（月）～7 月 17 日（日）

2 調査対象農家

- ・計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の全ての牛飼養農家
- ・その他の区域の肉用牛飼養農家

3 調査対象戸数及び肉用牛頭数

戸数	計画的避難区域等	230 戸	(うち肥育農家戸数 33 戸)
	その他の区域	281 戸	(うち肥育農家戸数 281 戸)
		511 戸	(肥育農家戸数 計 314 戸)
(※7/10 調査の南相馬市 1 戸を含む)			
・肉用牛頭数 計画的避難区域等 7,819 頭 (うち肥育牛頭数 4,096 頭)			
その他の区域 25,955 頭 (うち肥育牛頭数 25,955 頭)			
33,774 頭 (肥育牛頭数 計 30,051 頭)			

4 調査方法

- ・全戸立ち入りによる現地確認、聞き取り、放射線量測定検査
- ・事故後の稻わら給与農家については、稻わら及び尿の分析

5 調査結果

- ・放射性物質に汚染された稻わらの使用が確認された農家戸数 25 戸 (給与 17 戸・敷料 8 戸)
 - うち肉牛出荷が確認された農家戸数 14 戸
- ・汚染稻わらを給与され、出荷された肉牛頭数 554 頭 (3/28～7/13)
※福島 27 頭、山形 2 頭、宮城 12 頭、栃木 3 頭、群馬 9 頭、埼玉 9 頭、千葉 5 頭、東京 281 頭、神奈川 14 頭、兵庫 192 頭

6 該当市町数及び農家戸数

- ・10 市町、14 戸
 - 郡山市 (4 戸)・須賀川市 (1 戸)・白河市 (1 戸)・喜多方市 (2 戸)
 - 二本松市 (1 戸)・本宮市 (1 戸)・相馬市 (1 戸)・南相馬市 (1 戸)
 - 浅川町 (1 戸)・会津坂下町 (1 戸)

7 今後の調査

8 月 3 日を目標に、その他の区域の繁殖牛を飼養する農家を対象に調査を実施

(お問い合わせ先)

農林水産部畜産課 主幹 大崎次郎
電話 024-521-7362 (内 3227)

お知らせ

平成23年7月19日
農林水産省

宮城県の公表資料について

本日、宮城県が県内の肥育牛農家で利用されていた原子力発電所事故後に収集した宮城県産稻わらの放射性物質の検査結果を公表しましたので、その内容をお知らせいたします。

お問い合わせ先

(飼料利用に関するお問い合わせ)

生産局 農産部畜産振興課

担当者：小倉、小宮

代表：03-3502-8111(内線4925)

ダイヤルイン：03-6744-2399

FAX：03-3580-0078

(牛肉の流通に関するお問い合わせ)

生産局 農産部食肉鶏卵課

担当者：猪口、今崎

代表：03-3502-8111(内線4940, 4944)

ダイヤルイン：03-3502-5989

03-3502-8473.

FAX：03-3503-2738.

平成23年7月19日
農林水産省生産局

宮城県における事故後稻わらの流通状況等

本日（19日）、宮城県は、県外への事故後稻わらの流通状況について立入調査を行った4業者の概要を公表するとともに、畜産農家への事故後稻わらの利用自歛等の要請や事故後稻わらの検査など、県産牛肉の安全性確保に向けた対応方針を公表。

- 1 事故後稻わらの流通状況として、県外に販売をしている4業者の販売先（6県）、販売数量（1,678ロール、調査中1件）を公表。
- 2 県内畜産農家（肥育牛約900戸等）に対する事故後稻わらの給与の自歛等を要請しているが、収集・給与状況の調査で肥育農家64戸での給与を確認。

県では、農家が所有する稻わらの検査、給与された牛の流通状況調査等を予定。

記者発表資料
 平成23年7月19日
 農林水産部畜産課
 衛生安全班、担当 伊藤、齋藤
 内線：2854
 環境生活部食と暮らしの安全推進課
 食品安全班、担当 金野、大根
 内線：2644

事故後稻わらの流通状況と今後の対応について

県内において、原発事故後に収集された稻わら（以下、事故後稻わら）で暫定許容値を超える放射性セシウムが確認されたほか、県外に出荷された事故後稻わらがらも暫定許容値を上回る測定値が確認されましたので、その概要と今後の対応についてお知らせします。

1 県外への事故後稻わらの流通状況について

立入調査概要

業者名	住 所	販売先	販売数量	他県での検査結果等 (Bq/kg) 〔 は、補正值〕
A業者	大崎市	福島県 山形県	578 ロール	17,600 [4,000] (福島県) 15,800 [3,590] (山形県) 18,100 [4,113] (山形県)
B業者	登米市	新潟県 青森県	50 ロール 72 ロール	10,500 [2,387] (新潟県) 未定
C業者	栗原市	福島県 新潟県 茨城県 山形県	調査中	34,000 [7,727] (福島県) 20,600 [4,682] (新潟県)
D業者	大崎市	山形県 群馬県	378 ロール	他県での検査なし

2 県の対応方針について

(1) 県内畜産農家への要請

肥育牛経営約900戸、繁殖牛経営約4,400戸、酪農経営約700戸に対し、以下のとおり要請した。

- ・ 事故後稻わらの給与を自粛
- ・ 事故後稻わらを給与した牛の出荷を自粛
- ・ 事故後稻わらの敷料利用を自粛

(2) 事故後稻わらの収集・給与状況調査

事故後稻わらの収集状況調査

肥育牛生産農家のうち、64戸で事故後稻わらの給与を確認。(7/19現在)

(3) 事故後稻わら給与農家の調査

給与農家が所有する事故後稻わらの放射性物質測定

暫定許容値を超えた稻わらを給与された県内産牛肉の流通状況調査及び在庫があった場合の放射性物質の検査を実施。(出荷地の自治体にも調査依頼)。

(4) 事故後稻わらを給与し出荷を自粛した肥育牛への対応

給与状況(給与量・給与期間・給与ステージ等)調査

(5) 県産牛肉の安全性の確保

事故後稻わらを給与していない県内産牛について、仙台市及び関係機関の協力を得て、出荷前に放射性物質の検査を今月中に開始。

(6) その他

畜産農家への指導(飼養管理、経営相談、損害賠償請求など)

関係団体に対し代替飼料の流通確保の要請

〈岩手県〉

平成 23 年 7 月 20 日
農林水産部・環境生活部

報道機関各位

原発事故後に水田から収集された県産稻わらの放射性物質の調査結果と対応について

- 1 國の依頼調査に先行して実施した牧草の利用自粛地域の稻わらの取扱い状況を取りまとめました。
- 2 この結果、
 - ① 一関農林振興センター管内の畜産農家 35 戸（酪農 14 戸、肥育 21 戸）が、原発事故後に収集された稻わらを保管し、うち 22 戸が、既に稻わらを給与（13 戸は、未給与）していることが判明。
 - ② このうち、肥育牛に給与した 16 戸について、サンプル採取できた 8 戸の稻わらの放射性物質を調査したところ、5 戸で、放射性セシウムの値が、粗飼料の暫定許容値を超過しました。
- 3 このため、本日、県内全域を対象として、改めて、原発事故後に水田から収集された県産稻わらの給与の自粛と、給与された肥育牛の出荷自粛を要請しました。
- 4 また、暫定許容値を超過した 5 戸及びサンプル採取できなかった 8 戸のうち肥育牛の出荷実績のない 1 戸を除く 7 戸の計 12 戸から、肥育牛 81 頭が出荷されていることを確認しました。
このため、農林水産省及び厚生労働省を通じて、関係する自治体に情報提供し、流通状況の確認、及び当該牛肉に係る放射性物質の検査の実施について、依頼します。
- 5 今後、さらに、國からの依頼により全県を対象に実施している稻わらの取扱い状況の調査は、22 日（金）を目途に、取りまとめることとしています。

1 牧草の利用自粛地域を対象とした稻わらの調査結果

区分	農家戸数	うち給与した戸数	備考
乳用牛	14 戸	6 戸	給与自粛を要請
肉用牛（肥育）	21 戸	16 戸	給与自粛・給与した牛の出荷自粛を要請
計	35 戸	22 戸	

※) 原発事故後に水田から収集された稻わらを保管していた畜産農家の戸数

2 給与されていた稻わらの放射性物質の調査結果 (単位: Bq/kg)

農家No.	放射性ヨウ素	放射性セシウム 測定値	換算値(水分80%)
1	不検出	不検出	—
2	〃	3,110	708
3	〃	57,000	12,984
4	〃	42,000	9,567
5	〃	不検出	—
6	〃	2,560	583
7	〃	797	182
8	〃	5,700	1,298

注1) 換算値: 水分含量 80%として、設定されている粗飼料の暫定許容値(300Bq/kg)と比較するため、稻わらの水分含量を 12.2%として補正した値。

2) サンプル採取できなかった8戸は、原発事故後に収集した稻わらが残っていなかったもの。

3) 測定機関: 岩手県環境保健研究センター、(財) 環境科学技術研究所(青森県六ヶ所村)

3 これまでの本県の対応

- (1) 本県では、原発事故後(3/11以降)に水田から収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが肉用牛に給与されていた問題を受け、畜産農家に対し、このような稻わらの利用を差し控えるよう注意喚起(7/13)
- (2) 高濃度の放射性セシウムが懸念される県外産稻わらの給与自粛や、この稻わらを給与した肥育牛の出荷自粛の要請(7/16)

[担当: 畜産課 藤代 内線5720、流通課 緑石 内線5781、県民くらしの安全課 白岩 内線5822]



平成 23 年 7 月 20 日
農林水産部畜産課

宮城県産稻わらの放射性物質の検査結果について

県内肉牛農家で利用されている宮城県産稻わらについて、新潟県が放射性物質を検査したところ、結果は以下のとおりです。

検査結果

(単位: ベクレル/kg)

農場数	所在地	品目	検査日	検査結果	
				放射性セシウム () 内は牧草換算	放射性ヨウ素
6 農場	関川村	稻わら(宮城県産)	7/19	16,900 (3,841)	検出されず
	新発田市	稻わら(宮城県産)	7/19	36,000 (8,182)	検出されず
	胎内市	稻わら(宮城県産)	7/19	19,300 (4,387)	検出されず
	胎内市	稻わら(宮城県産)	7/19	33,000 (7,500)	検出されず
	小千谷市	稻わら(宮城県産)	7/19	14,200 (3,228)	検出されず
	佐渡市	稻わら(宮城県産)	7/19	14,900 (3,387)	検出されず
5 農場	村上市 2 戸	稻わら(宮城県産)			
	新発田市 2 戸	稻わら(宮城県産)	7/19	検出されず	検出されず
	関川村				

※牧草換算

農水省が示した暫定許容値と比較のため、稻わらの水分を 12% と推定し、水分 80% に補正を行った数値

農林水産省が示した牧草等の暫定許容値	放射性セシウム	放射性ヨウ素
	300 ベクレル/kg	許容値はありません

- 放射性セシウムが検出された 6 農場において、当該稻わらを給与した可能性のある牛の出荷状況について、現在、調査中です。
- 上記 6 農場とも、牛への稻わら給与は自粛しています。
- 県では、上記 6 農場に対して、この稻わらを給与した牛の出荷及び移動の自粛を要請するとともに、当該稻わらの給与の禁止を指導しました。

本件についてのお問い合わせ先
農林水産部畜産課 石田課長
連絡先：直通 026-280-5307 内線 2960

〈宮城県〉

記者発表資料
平成23年7月21日
担当: 畜産課 伊藤、及川
内線2852
食事の安全推進課 金野、大槻
内線2644

放射性物質が検出された稻わらを給与した肉牛について

1 検査結果等について

現在、原発事故後に収集された稻わらの放射性物質の検査を東北大学の協力により行っています。今回、14件の検査が終了したので、その結果をお知らせします。

また、県内の肥育農家(848戸)に聞き取り調査を行ない、原発事故後に収集された稻わらが67戸の農家で給与されていたことが確認されました。

稻わらを給与していた肥育農家から、残っていた稻わらを採取し、13件の検査が終了。10戸の農家からすでに100頭の肉牛が出荷されたことが明らかになりました。

稻わらの検査結果と各農場からの出荷状況

農家	ほ場所在	検査結果(補正値) ベクレル/kg	繁殖農家	給与したと思われる 肥育牛の出荷頭数	出荷先*
1 A	大郷町	1,789 (408)	繁殖農家	—	—
2 B	石巻市	1,561 (356)	肥育農家	40	東22, 仙18
3 C	白石市	ND	〃		
4 D	巣王町	9,441 (2,151)	〃	15	東13, 仙2
5 E	栗原市	1,486 (338)	〃	2	東2
6 F	栗原市	4,650 (1,059)	〃	11	東10, 仙1
7 G	栗原市	4,226 (963)	〃	5	東5
8 H	栗原市	2,184 (497)	〃	4	東4
9 I	栗原市	3,825 (871)	〃	4	東3, 仙1
10 J	栗原市	13,676 (3,115)	〃	3	東3
11 K	栗原市	25,952 (5,912)	〃	11	東9, 仙2
12 L	栗原市	8,038 (1,831)	〃	まだ出荷していない	
13 M	栗原市	2,738 (624)	〃	5	東5
14 N	栗原市	4,914 (1,119)	〃	まだ出荷していない	
			計	100	東76, 仙24

注) 東: 東京食肉市場(株), 仙: 仙台市中央食肉卸売市場

ND: 不検出

2 今後の対応について

県では、当該農場について、当面、肉牛の出荷自粛を引き続き要請するとともに、当該稻わらの給与禁止を指導しました。

また、当該牛が出荷されたと畜場及びその頭数について、厚生労働省及び関係する自治体に情報提供し、流通状況の確認を依頼します。

併せて、当該牛肉の残品があれば、放射性物質の検査についても厚生労働省及び当該自治体に依頼し、検査の結果、放射性セシウムの暫定規制値を超えた食肉については関係自治体より各事業者に対して自主回収等の指示をしていただくよう依頼します。

参考

国の定める暫定規制値(放射性セシウム濃度500Bq/kg)の2倍の放射性セシウム(1000Bq/kg)を用いて計算すると、1kgの牛肉を食べた場合の人体への影響の大きさは0.013mSvとなります。

国際放射線防護委員会が示す食品全体の年間被曝許容量は5mSvであり、当該牛肉1kgを一年間食べ続けてもこの値を超えることはありません。

資料提供 平成23年7月21日
 農畜産振興課 調整・畜政・経済班
 電話 018-860-1806

〈秋田県〉

報道機関各位

宮城県から購入した稻わら及び秋田県産稻わらに係る
 放射性物質検査の結果について

7月20日(水)の肥育牛飼養農家に対する立入調査において、3月11日以降に宮城県で屋外から収集された稻わらを購入している農家と、5月に県内産の稻わらを収集し利用している農家を確認しました。

これを受け、県では、農家で保管されていた稻わらのサンプリングを行い、放射性物質の測定を行ったところ、次のとおり、宮城県産の稻わらから暫定許容値を超える値が検出されました。

なお、県内産の稻わらからは放射性物質は検出されませんでした。

1. 稻わらの検査結果

産地	採取日	検査日	調査結果(単位:ベクレル/kg)		
			放射性ヨウ素	放射性セシウム	
				測定値	換算値 (水分80%)
宮城県登米市	7月21日	7月21日	不検出	3,000	6.80
秋田県	7月21日	7月21日	不検出	不検出	
宮城県大崎市	7月21日	7月21日	不検出	21,000	4,700
【参考】 稻わらの 暫定許容値	乳用牛		7.0		3.00
	肥育牛				3.00
	その他の牛				5.000

*粗飼料の暫定許容値(肥育牛:3.00ベクレル/kg)との比較のため水分80%に補正を行った場合の放射線量

2. 県の対応

宮城県産稻わらを購入した農家に対し、稻わらの給与の自肅と給与された肥育牛についての出荷を自肅するよう指導しました。

なお、宮城県産稻わらを給与した肥育牛は出荷されていないことを確認しております。

〈群馬県〉

平成23年7月21日

農政部畜産課飼料牧野係

問い合わせ先：内線3109

食品安全局衛生食品課食品衛生係

問い合わせ先：内線2442

食品安全局食品安全課安全推進係

問い合わせ先：内線2424

第2回稻わらに対する放射性物質の検査等について

県では、7月19日、宮城県からの連絡により、放射性セシウムに汚染された可能性のある稻わらを購入していたA農場から、稻わら3検体を採取して検査しました。

また、同日、同じ業者が収集した稻わらを購入し、肉用牛を飼養しているB農場からの1検体を採取し検査しました。

両農場で保管していた稻わらの検査では、全ての稻わらから粗飼料の暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出されました。

なお、A農場においては全ての稻わらが未使用でしたが、B農場においては既に4月から当該稻わらを肉用牛に給与していることが判明しました。

B農場では、7月19日からは、宮城県産の稻わらの給与及び肉用牛の出荷を自粛しています。

1 当該農場の稻わらからの検査結果

- (1) 検査対象 宮城県産 稲わら 4検体
- (2) 採取日 平成23年7月19日
- (3) 分析及び結果判明日 平成23年7月21日
- (4) 検査結果

分析依頼機関：財団法人 日本冷凍食品検査協会横浜試験センター

農場名	放射性物質の濃度 (Bq/kg)	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
A農場①	検出せず	測定値 18,700 [換算値 4,300]
A農場② 〔(安中市、飼育頭数715)〕	検出せず	測定値 15,700 [換算値 3,600]
A農場③	検出せず	測定値 7,200 [換算値 1,650]
B農場 〔(高崎市、飼育頭数170)〕	検出せず	測定値 13,200 [換算値 3,000]

※粗飼料の暫定許容値との比較のため、飼料の水分を80%に補正をした場合の換算値とした。

（5）粗飼料の暫定許容値

区分	粗飼料1kg当たり(実重量)の最大値	
	放射性ヨウ素 (Bq/kg)	放射性セシウム (Bq/kg)
乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)	70Bq/kg	300Bq/kg
肉用牛(出荷前短くても15ヶ月程度以降の牛)	農産物の出荷制限 が課されていない 地域で生産された 粗飼料※	300Bq/kg
その他の牛(上記の乳用牛及び肉用牛以外 の牛)		5,000Bq/kg

※野菜類の放射性ヨウ素が暫定規制値(2,000Bq/kg)を上回っていない地域。

2 B農場からと畜場への出荷状況

(1) 成牛の出荷期間、出荷先(と畜場)及び頭数

・5月25日～6月29日

・東京中央卸売市場食肉市場 13頭

(2) 枝肉の卸売先 調査中

3 今後の対応

今回の結果を受け、当該農場の牛肉について流通調査を実施することとしています。

〈山形県〉

プレスリリース

山形県広域支援対策本部
平成23年7月21日

稻わらの放射性物質検査の結果について

稻わらの管理・給与状況調査結果を踏まえ、稻わらに関する放射性物質検査を行ったところ、本日、下記のとおり結果が判明しましたのでお知らせします。

記

1 検査結果

採取日	検査日	品目	採取地域	検査結果(単位:ベクレル/kg)		
				放射性ヨウ素	放射性セシウム	
					測定値	換算値(水分80%)*
7月20日	7月20日	稻わら	尾花沢市	不検出	6.6	1.5
稻わらの 暫定許容値	乳用牛		70	—	300	
	肥育牛		—	—	300	
	その他の牛		—	—	5,000	

* 粗飼料の暫定許容値(肥育牛:300Bq/kg)との比較のため、稻わらの水分を12%と推定し、水分80%に補正を行った場合の放射線量である。

2 今後の対応

今後も引き続き検査を実施していきます。

【問い合わせ先】
農林水産部畜産課
課長補佐 須藤政彦
TEL 023-630-3350
【報道監】
農林水産部次長 若松 正俊
TEL 023-630-2411

宮城県産稻ワラの放射性物質検査結果について

〈千葉県〉

農林水産部畜産課
平成23年7月21日
電話 043-223-2980

宮城県産の稻ワラから高濃度の放射性物質が検出されたことを受け、県内363戸の肉牛農家での稻ワラ等の購入状況を調査したところ、6戸の農家で宮城県産稻ワラを原発事故後に購入していたことが判明しました。

このため、これらの農家へ緊急に立ち入り、稻ワラの入手経路及び給与状況等の調査と併せて放射性物質の検査を行った結果、すべて暫定許容値を下回りました。

1 稲ワラ検査実施状況

- (1) 採材日 平成23年7月16日(土)
- (2) 結果判明日 平成23年7月20日(水)
- (3) 検査結果等

採材場所	農場名	試料名	検査結果 (Bq/kg)		分析結果	備考
			放射性ヨウ素131	放射性セシウム134と137の合計		
香取市	A	稻ワラ	検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
旭市	B	稻ワラ	検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
山武郡横芝光町	C	稻ワラ	検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	120 (27)	暫定許容値以内	
銚子市	D	稻ワラ	検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
E	稻ワラ		検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
F	稻ワラ		検出されず	検出されず	暫定許容値以内	
			検出されず	検出されず	暫定許容値以内	

*注1 Bq/kg (ベクル/kg) : 放射能の強さを示す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表します。

*注2 「検出されず」とは、放射性物質が存在しないか又は検出限界値以下であることを示しています。

本検査における検出限界値

放射性ヨウ素131 : 50 Bq/kg

放射性セシウム134 : 50 Bq/kg

放射性セシウム137 : 50 Bq/kg

*注3 ()は粗飼料の暫定許容値との比較のため、稻ワラの水分を12.2% (日本標準飼料成分表)と推定し、水分80%に補正した場合の放射線量を参考に示しました。

2 県の対応

- (1) 電話による肉用牛飼育農家全戸を対象に稻ワラ購入状況を調査。
調査期間：7月15日から19日
- (2) 酪農組合を通じた乳用牛飼養農家全戸を対象に稻ワラ購入状況を調査。
調査期間：7月19日から21日
- (3) 巡回による全乳用牛・肉用牛飼育農家への注意喚起と指導。
調査期間：7月16日から28日
- (4) 原発事故後に宮城県産稻ワラを購入した6戸の肉牛農家に当該稻ワラの給与と給与牛の出荷自粛を指導。
指導日：7月16日
なお、検査結果を踏まえ、稻わらの給与と出荷の自粛を解除。
自粛解除日：7月20日
- (5) 購入された栃木県、茨城県及び千葉県産の稻ワラの放射性物質を検査。
今後、検査機関と調整後

<参考1> 肉用牛農家の緊急全戸調査実施状況数

(調査期間：7月15日～19日) (戸数)

全農家戸数	うち稻わら 購入戸数	購入先別内訳				
		千葉県産	宮城県産	茨城県産	栃木県産	輸入
358	57	7	6	3	2	39

<参考2> 粗飼料(牧草、わら、飼料作物等)中の放射性物質の暫定許容値

(1kg当たりの目安)

区分	粗飼料1kg当たり(実重量)の最大値(Bq/kg)	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
(1) 乳用牛(絶産牛及び初回交配以後の牛)	70	300
(2) 肥育牛(出荷前15ヶ月程度以後の牛)	農産物で出荷制限が行われていない	300
(3) 乳用牛及び肥育牛以外の牛	ない地域で生産された粗飼料	5,000

*Bq/kg(ベクル/kg)：放射能の強さを示す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表します。

神奈川県

牛の飼料としての稻わらの利用に関する指導等について

農林水産省は、食肉として出荷された牛から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを踏まえ、平成23年7月15日及び16日に原子力発電所事故後に収集された稻わら等の利用に関する実態調査について通知がありました。その通知に基づき平成23年7月17日から20日までの間、稻わらを飼料及び敷料として利用することに関する指導等を行い、その状況の確認を行うこととしました。

【調査内容】

1 畜産農家等に関する調査

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家（以下：牛飼養農家）に対し、事故後に収集された稻わら等を飼料として利用していないか等についての調査

2 稲作農家等に関する調査

稻作農家から牛飼養農家への稻わら等の供給状況についての調査

3 飼料販売業者に関する調査

事故後に収集された稻わら等の取扱いがないか等についての調査

【調査結果】

1 県内388戸の牛飼養農家に聞き取り調査を行ったところ、本県で生産された稻わら等の保管状況について不適切な管理の事例は確認されませんでした。

16戸の農家に県外から稻わらが入荷されていることが確認され、稻わら取扱い業者に聞き取り調査を実施したところ、適切な管理がされていたことを確認しました。

なお、調査の過程で1戸の農家で使用されている稻わらについて、宮城県での保管状況の確認に時間を要したため、念のため農家に保管していた稻わらの放射能濃度の検査を実施したところ、放射性セシウムは検出されませんでした。

2 稲作農家の調査結果からも牛飼養者に対して不適正な管理をされた稻わらが供給されている事例は確認されませんでした。

3 県内で稻わら等を販売している飼料販売業者35社を調査したところ、事故発生後に野外で保管・収集された稻わら等を取り扱った業者は確認されませんでした。

問い合わせ先

神奈川県環境農政局農政部畜産課

課長 古性 045-210-4500 (ダイヤルIV)

調整グループ 小嶋 045-210-4508 (ダイヤルIV)

ファクシミリ 045-210-8850

(山梨県)

(平成23年7月21日)

東日本大震災山梨県対策本部

件名	稲わらの放射能検査の実施について													
内 容	<p>農産物等から基準を超えた放射性物質が確認された地域で生産され、県内肉用牛農家が購入した稲わらについてサーベイメータで簡易検査を実施したところ、以下のとおりであり、ごく微量の放射能を確認したが、問題となる値ではなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>農家</th> <th>測定値(cpm)</th> <th>ベクレル換算値(Bq/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北杜市 A農家</td> <td>0~22</td> <td>0~20</td> </tr> <tr> <td>北杜市 B農家</td> <td>0~8</td> <td>0~7</td> </tr> <tr> <td>笛吹市 C農家</td> <td>0~21</td> <td>0~19</td> </tr> </tbody> </table> <p>(検査日:7月21日)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粗飼料中の放射性物質の目安 放射性セシウム 300Bq/kg ※食品安全衛生法上の暫定規制値を超えないようにするために、農林水産省で暫定的に設定したもの。 		農家	測定値(cpm)	ベクレル換算値(Bq/kg)	北杜市 A農家	0~22	0~20	北杜市 B農家	0~8	0~7	笛吹市 C農家	0~21	0~19
農家	測定値(cpm)	ベクレル換算値(Bq/kg)												
北杜市 A農家	0~22	0~20												
北杜市 B農家	0~8	0~7												
笛吹市 C農家	0~21	0~19												
問い合わせ先	農政部 畜産課 深澤 055-223-1605 県庁内線 5252													

〈滋賀県〉

資料提供

提供年月日：平成23年(2011年)7月21日
部局名：農政水産部
所属名：畜産課
担当名：耕畜連携推進
担当者名：林・松山
内線：3855
電話：077-528-3855
E-mail：ge00@pref.shiga.lg.jp

東北・関東地域*からの稻わら等の流通・使用に関する調査結果について

今般、高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが複数県で流通し、牛に給与されたことが明らかになり、農林水産省からの依頼により、稻わら等の流通・使用等に関する調査が全国で行われているところです。

本県においても、下記により県内の乳牛、肉牛全ての飼養農家に対して、稻わら等の購入先について調査を実施しましたので結果をお知らせします。

記

1. 対象農家数

乳牛、肉牛飼養農家 167 戸

2. 調査日時

平成23年7月20日～21日

3. 調査方法

電話による聞き取り調査

4. 調査結果

平成23年3月11日以降の東北・関東地域*からの稻わら等の購入実績は無し

*東北関東地域・・・青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県

この件につきましては、本日18時まで畜産課で対応します。

京都府

プレス資料

府内での東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用 ないことを確認

平成23年7月21日

京都府農林水産部

福島第一原子力発電所事故以降に、福島県等東北・関東等16都県から、稻
わら等が府内牛飼養農家（173戸）に流通・使用していないことを、府内飼
料販売事業者及び畜産関係団体に確認しましたのでお知らせします。

なお、本調査は農林水産省からの依頼に基づく全国調査です。

記

1 調査方法

- ・府内で営業している飼料販売事業者54社全社にファックス又は聞き取りで確認
- ・府内畜産関係団体の協力を得て確認

2 調査対象

- ・関東・東北等16都県（青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、山梨、長野）の稻わら等で、原子力発電所事故以降に仕入れ・販売（購入）されたもの

3 調査結果

- ・府内で営業している飼料販売事業者54社のうち10社で稻わらの販売を行っているが、当該稻わら等の仕入れや販売実績はなかった。
- ・府内牛飼養農家において、当該稻わら等を利用している者はなかった。

川崎販売部 安全課課長 075-414-5651

奥野畜産課長 075-414-4980

〈大阪府〉

報道発表資料

大阪府トップ > 報道発表資料 > 詳細

[環境農林水産部]東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等に関する調査について

代表連絡先	環境農林水産部 動物愛護畜産課 畜産衛生グループ ダイヤルイン番号:06-6210-9618 メールアドレス: dobutsualchiku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp
-------	--

提供日	2011年7月21日
提供時間	17時0分
内容	<p>平成23年7月19日付で農林水産省生産局畜産部より近畿農政局を通じ、東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等に関する調査依頼がありました。 調査結果は下記のとおりです。</p> <p>記</p> <p>1 調査結果 当該地域からの稻わら等の供給はありません。</p> <p>2 調査方法 (1) 稲わらを利用している肉用牛農家10戸、酪農家1戸から、聞き取り調査を実施。 (2) 牧草等の飼料供給を行っている畜産関係団体等から、聞き取り調査を実施。 (参考) 府内 肉用牛農家戸数:24戸 酪農家個数 :44戸</p>
添付資料	東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等に関する調査について (PDFファイル、380KB)
資料提供ID	7658

[報道発表資料のトップへ](#) [ページの先頭へ](#)

<鳥取県>

資料提供	
平成23年7月21日	
担当課 (担当者)	畜産課 (岡垣)
電話	0857-26-7289

東北・関東地域からの稻わらの鳥取県内への流通・使用状況の調査結果

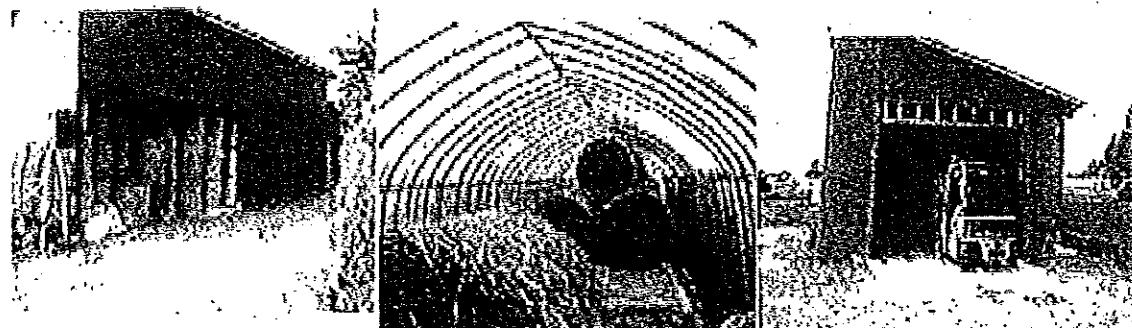
農林水産省から3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降に東北・関東地域から購入した稻わらの流通・使用等の調査依頼があり、7月19日及び20日に緊急の聞き取り調査等を行いました。

1 県内稻わら流通状況

- (1) 東部：東北・関東地域からの稻わら購入実績なし
- (2) 中部：東北・関東地域からの稻わら購入実績1件あり
- (3) 西部：東北・関東地域からの稻わら購入実績なし

2 該当農場への稻わら流通状況

- (1) 購入元：宮城県大崎市、亘理郡、遠田郡、加美郡の計6軒
- (宮城県での稻わら保管状況：平成22年秋に稻わらを収穫・ロールし建屋内に保管)



- (2) 購入先：東伯郡内肥育農場
- (3) 購入期間：3月26日から7月13日まで計15回
- (4) 購入量：442ロール（88.5トン）
- (5) 現在の保管状況：60ロール（13トン）を3棟の飼料保管庫に保管

3 放射線量調査結果

7月20日に該当農場の稻わら保管庫に保管している稻わらの放射線量調査を行ったところ、国の定める許容値(300Bq/kg)を大幅に下回っていました。

〈島根〉

平成23年7月21日

農畜産振興課 持田

TEL 0852-22-5123

東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等に関する調査結果について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、農林水産省からの指示により震災発生（3月11日）以降に東北・関東地域で収集された稻わら等の流通・使用等に関する調査を行いましたが、調査結果は下記のとおりです。

記

1 調査結果

調査対象に聞き取りの結果、震災発生（3月11日）以降に収集された稻わらが県内に流通・使用された実績はなかった。

なお、一経営体において、震災発生以降に納入された稻わらがあり、飼料販売業者によれば、当該稻わらは震災以前に収集されたものであるとのことであった。

これにより、本日、念のため、当該稻わらについて放射性物質検査を実施している。

2 調査内容

(1) 期間 平成23年7月19日～7月21日

(2) 対象及び調査方法

対象：各農業協同組合、各酪農農業協同組合及び飼料販売業者等

調査方法：上記対象への聞き取り

〈岡山県〉

お知らせ

平成23年7月21日

課名	畜産課
担当	加藤・森分
内線	3216
直通	086-226-7431

東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等 に関する調査について

7月19日付で国から依頼のあった標記調査を県で実施したところ、県内の牛飼育農場及び飼料販売業者における当該稻わら等の流通・使用は確認されませんでしたので、お知らせします。

記

1 調査対象の稻わら等

東北・関東地域において原発事故後に収集された稻わら、麦わら、牧草等

※青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県の16県

2 調査対象及び方法

区分	対象数	調査方法
農場	酪農 356	農協及び各農場への家保等による聞き取り
	肉用牛 586	
	計 942	
飼料販売業者 (稻わら・牧草)	23	販売業者への聞き取り

3 調査時期

7月19日～21日

4 結果

- (1) 牛飼育農場における当該稻わら等の利用なし
- (2) 稲わら・牧草を扱う飼料販売業者における当該稻わら等の取扱いなし



健康農業の福井

平成23年7月20日

畜産課

担当者：畜産振興・家畜衛生グループ 山口、松井

電話：0776-20-0439

代表(内線)：0776-21-1111(内線3071)

メール：enchiku@pref.fukui.lg.jp

紹介：<http://www.pref.fukui.jp/doc/enchiku/index.html>

県内畜産農家では東北・関東地域で収集された稻わら等は利用されています

今般、本年3月11日の東京電力の福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが流通し、牛に給与され、問題になっています。

このため、福井県では県内のすべての牛飼養農家を対象に、東北・関東16都県の稻わら等が飼料または敷料として使用されているかどうか緊急に調査しましたので、その結果をお知らせします。

記

- 1 調査期間 平成23年7月19(火)～20日(水)
- 2 調査対象数 81戸(肉用牛46、乳用牛32、官公署3)
- 3 調査結果
 - ・県内の牛飼養農家では、原発事故以降に東北・関東16都県で収集された稻わら等の利用はありませんでした。
 - ・県内の牛飼養農家では、稻わらはすべて屋内で保管されました。

東北・関東16都県：

青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県

稻わら等：稻わら、麦わら、牧草、野草



News Release

農林水産部 農業技術課

担当：畜産振興班 紺

電話：(直通) 076-444-3287 (内線) 3890

平成23年7月21日

東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用について

平成23年7月19日付け農林水産省生産局畜産振興課長から「東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用に関する調査について」依頼があり、県内全ての肉用牛・乳用牛の飼養農場を対象に調査した結果、3月11日の東京電力の福島第一原子力発電所事故の発生以降に収集された稻わら、麦わら及び牧草等を使用した農場はありませんでしたので、お知らせします。

1 調査対象農場

肉用牛：46農場

乳用牛：63農場 計109農場

2 調査方法

7月19日から20日にかけて、電話等による聞き取り調査

3 調査結果

- 3月11日の東京電力の福島第一原子力発電所事故の発生以降に、東北・関東地域において収集された稻わら、麦わら及び牧草等を使用した農場はありませんでした。
- 3月11日以降に購入された稻わらのうち、2農場で新潟県の飼料業者から宮城県産29.6t及び栃木県産5.75tがありました。当該業者から、これらは、すべて原発事故以前の昨年秋に収穫され屋内で保管されていた品物であると報告を受けています。

別 紙

【調査結果の概要】

・肉用牛(46 農場)

3/11 以降、粗飼料(稲わら、牧草等)を購入 28 農場

↳ 国産粗飼料を購入 13 農場

↳ 東北・関東地域から購入 2 農場

← 内訳は、下記のとおり

・乳用牛(63 農場)

3/11 以降、粗飼料(稲わら、牧草等)を購入 15 農場

↳ 国産粗飼料を購入 2 農場

↳ 東北・関東地域から購入 0 農場

富山県内における東北・関東地域からの稲わら等の流通及び使用状況(3月11日以降)

農場	産地県名	飼料の種類及び購入・使用等の状況
A 農場	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・3月18日 C飼料業者から稲わら 5.6 t 購入(石巻市産) 全飼育牛に給与。残量なし。 ・4月11日 C飼料業者から稲わら 5.6 t 購入(石巻市産) 全飼育牛に給与。残量なし。 ・4月27日 C飼料業者から稲わら 5.6 t 購入(涌谷町産) 全飼育牛に給与。残量なし。 ・5月25日 C飼料業者から稲わら 5.6 t 購入(涌谷町産) 全飼育牛に給与。残量なし。 ・6月25日 C飼料業者から稲わら 5.6 t 購入(石巻市産) 全飼育牛に給与。残量なし。 <p>[<u>すべて平成22年秋に収穫し屋内に保管してあったもの。</u>]</p>
	栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・7月18日 C飼料業者から稲わら 5.75 t 購入(宇都宮市産) 全飼育牛に給与。(残量あり) <p>[<u>すべて平成23年2月21日時点で屋内に保管してあったもの。</u>]</p>
B 農場	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・3月31日 C飼料業者から稲わら 1.6 t 購入(石巻市産) 全飼育牛に給与。残量なし。 <p>[<u>すべて平成22年秋に収穫し屋内に保管してあったもの。</u>]</p> <p>在庫終了後、中国産ワラに切り替え。</p>

<広島県>

(資料提供)
平成23年7月21日
課名：畜産課
担当者：尾上、小川
電話（内線）3604
(直通) 082-513-3604

東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等に関する調査結果について

東京電力福島第一原子力発電事故（以下、「原発事故」という）の発生（3月11日）以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが、福島県境を越えて流通し複数県で牛に給与された実態が判明したことを受け、農林水産省から稻わら、麦わら及び牧草等（以下、「稻わら等」という）の流通に関する調査依頼があり、広島県内の関係機関・団体等に対して調査を実施したので、その結果をお知らせします。

1 調査対象

- (1) 広島県で粗飼料の流通を行っている主要5業者
- (2) 広島県で牛飼育者に関する主要2農業団体
- (3) 広島県へ届出がある飼料販売業者で牧草等の取扱いのある41業者

2 調査方法

文書及び電話聞き取り

3 調査内容

- (1) 原発事故（3月11日）以降に次の16都県で収集された稻わら等の購入・販売の有無
- (2) 該当がある場合、その詳細（購入先、購入数量、保管状況、販売先、販売数量等）

16都県：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県

4 調査結果

調査した粗飼料の流通業者、販売業者及び農業団体において、該当する稻わら等の取扱いはありませんでした。



平成23年7月21日

畜産課 飼料担当
担当者 早田 出野
内線 2379 直通 0952-25-7122
E-mail:chikusan@pref.saga.lg.jp

県内における東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等に関する調査結果についてお知らせします

3月11日の福島第一原子力発電所事故の発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが流通し、複数県で当該稻わらが牛に与えられていたことに関連して、7月19日に農林水産省から、東北・関東地域の16都県で収集された稻わら、麦わら及び牧草等の使用状況及び保有状況について、全国調査の指示がありました。

これを受け本県では、7月19日から21日にJAグループや家畜保健衛生所を通じ、稻わらや牧草を飼料や敷料として使用する牛の飼養農家等に対し、電話等による聞き取り調査を実施しました。

その結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

1. 調査対象の東北・関東16都県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県

2. 調査対象の農家等

乳用牛飼養農家 83戸

肉用牛飼養農家 889戸

農業高校等 8戸

3. 調査結果

上記2に示す延べ980戸の県内全ての牛飼養農家等において、原発事故発生以降に当該都県で収集された稻わら、麦わら、牧草等を使用・保有している農家等はないことを確認しました。

東北・関東地域からの稻わら等の流通・使用等に関する調査結果

〈大分県〉

平成23年7月21日
家畜衛生飼料室

1 調査の内容

(1) 調査

東北・関東地域（青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県）の各都県で原発事故以降に収集された稻わら及び牧草等が大分県内において飼料又は敷料として使用または保有されているか、販売されているか。

(2) 調査対象 関係機関・団体、飼料販売会社等

(3) 調査年月日 平成23年7月19日（火）～21日（木）

(4) 調査方法 書面報告又は電話による確認調査

2 調査結果

①関係団体（3団体中3団体確認済み）

東北及び関東地域からの稻わら、牧乾草等の大分県内への供給はない。

②肥育経営体（17経営体中17経営体確認済み）

東北及び関東地域からの稻わら、牧乾草等の大分県内での利用はない。

③飼料販売業者（92業者中92業者確認済み）

東北及び関東地域からの稻わら、牧乾草等の大分県内での販売はない。

〈今回の調査対象〉

関係団体	3団体
肥育経営体	17経営体
飼料販売業者	87業者（県内届出業者）
飼料販売業者	5業者（県内届出業者外）
合計	112

〈参考：大分県内の稻わらの流通状況（H21）〉

県内稻わら利用量 33,968t

内県内産稻わら 31,432t（県内産自給率 92.5%）

内県外産稻わら 411t（九州（佐賀県）産が主体）

内輸入稻わら 2,125t